

社会福祉法人 愛心会 行動計画

(女性活躍推進法に基づく行動計画)

女性が活躍できるように、男女問わず賃金及びワークバランスのとれた働き方ができる職場環境を実現する為に、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 7年 4月 1日 ～ 令和 10年 3月 31日まで

2. 目標①

男女の賃金の格差解消のために、正職員の女性の平均賃金を男性の平均賃金の92%以上とする。(パート・有期職員は解消済。)

<取り組み内容と実施期間>

- 令和 7年 4月 ～ 男女の賃金において、男女格差の大きい雇用管理区分や職種等をリサーチする。
- 令和 8年 4月 ～ 男女間賃金格差の大きい職種において、各労働者の職務割振りの見直しを行う。
- 令和 9年 4月 ～ 男女間賃金格差の大きい職種において、賃金格付けの見直しを行う。

目標②

男女の平均勤続年数について、男女ともに平均勤続年数を9.0年以上とする。

<取り組み内容と実施期間>

- 令和 7年 4月 ～ 定期的に仕事ややりがい等に関する意識調査を行う。
- 令和 8年 4月 ～ 意識調査の結果に基づいて改善策を検討する。
- 令和 9年 4月 ～ 意識調査の結果に基づいた改善策の実行及び子育てや介護等を理由とする転勤への配慮など雇用環境の充実等を図る。

社会福祉法人 愛心会 行動計画

(次世代育成支援法に基づく行動計画)

職員が仕事と子育てを両立させる事ができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に發揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 7年 4月 1日 ～ 令和 10年 3月 31日まで

2. 目標①

仕事と子育ての両立を支援する為に、育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

＜取り組み内容と実施期間＞

- 令和 7年 4月 ～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」の取組や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- 令和 8年 4月 ～ 育休取得予定者向けの「育休復帰支援プラン」の素案を練る。
- 令和 9年 4月 ～ 育休取得予定者に「育児復帰支援プラン」の策定を開始する。

目標②

職業生活と家庭生活の両立を支援するために、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を行う。

＜取り組み内容と実施期間＞

- 令和 7年 4月 ～ 諸制度に関する資料を収集し、法人内向けの資料の素案を練る。
- 令和 8年 4月 ～ 法人内向けの資料（説明書・パンフレット）を作成する。
- 令和 9年 4月 ～ 職員全員に資料の配布を行い、内容について勉強会などを活用し周知する。